

2007年9月3日

セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題
—倒産法注釈書作成支援を通して—」

講演「注釈書作成支援作業における日本側からの提言内容について」

弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授 出水 順

講演資料：倒産法注釈書の内容紹介

- I 各章の章解説
- II 各倒産手続の比較(第28条注釈)
- III 各倒産手続の流れ図

I 各章の章解説

第1章

本章は、第2章以下の定める倒産手続の総則である。

倒産法は、債務の履行について、経済的に破綻した法人又は個人事業者と、債権者との関係を強制的に調整すること、また、債務者の支払能力の回復を図ることを目的とし、この目的を達するために、清算型及び再建型の手続を定めている。本章は、経済裁判所が倒産事件を管轄すること、倒産認定の申立権を有する者の範囲、経済裁判所が倒産事件を開始する要件、経済裁判所が審理の結果に基づいて開始する倒産手続の種類、各倒産手続の実施手続を定めている。

本章では、倒産事件全体に共通の主要概念が定められている。第一に、倒産、義務的支払債務、モラトリアム、金銭債務等の概念、第二に、和議、監視、裁判外再生支援、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続といった倒産手続、第三に、債権者、債権者集会（債権者委員会）の代表者、裁判所任命管財人、債務者、発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、債務者の被雇用者の代表者等の倒産事件の参加者である。

倒産事件の審理には、債権者集会の意思が反映されなければならない、本章は、債権者集会の組織、招集手続、権限、議決手続等、債権者集会に関する一連の規定を定めている。また、各倒産手続における裁判所任命管財人の活動の重要性にかんがみて、本章はその選任・任命手続、職務内容、権限、義務、責任等、裁判所任命管財人に関する規定も含んでいる。倒産事件においては、債権の内容及び額の確定が重要であるため、裁判所任命管財人に債権登録簿の作成・管理が義務付けられている。

第2章

本章は、裁判外再生支援について定めている。

裁判外再生支援は、債務者に対し、債務者の支払能力の回復及び倒産の予防を目的としてとられる裁判外手続である。

裁判外再生支援の実施主体となるのは、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関等であり、これらの者が、債務者との合意の下、債務者の支払能力の回復策を実施する。

裁判外再生支援においては、債務の引受け、業種の変更、債務者に対する財政支援、債務の履行期の延期・分割払化、債務の一部免除、債務者の組織再編などの、支払能力の回復のための措置がとられる。

裁判外再生支援は、国家支援による場合と国家支援によらない場合とに分けられる。国家支援による裁判外再生支援は、定款資本に国家の持分が含まれている企業に対して行われる。

国家支援による裁判外再生支援の実施手続については、「裁判外再生支援の実施手続規程」が定めている。定款資本に国家の持分が含まれている企業に対する国家支援による裁判外再生支援の申立ては、非独占化国家委員会に提出される。当該支援は、12か月から24か月までの期間実施され、定められた実施期間の満了により、又は、非独占化国家委員会評議会がその実施に効果がないと認定した場合は当該委員会の決定により、終了する。

本章は、全5条から成る。倒産法は、裁判外再生支援の実施の仕組みを十分には定めておらず、この点は、上記規程が規制していることに注意する必要がある。農業企業の裁判外再生支援の開始及び実施手続は、「農業企業再生支援法」が規定しており、同法の適用の特則は、倒産法第9章第2節にも定められている。

第3章

本章は、倒産事件の審理に関連した事件参加者と裁判所との法的関係を定めている。

倒産事件は、申立権者による申立てに基づき、債務者の所在地を管轄する経済裁判所が、公開の法廷で審理する。本章は、倒産事件の開始に必要な事項を定めており、つまり、事件開始事由を記載した倒産認定の申立書や、申立権者の立場に応じた債務者に関する情報、申立書の添付書面等が規定されている。経済裁判所は、これらを審理した結果に基づいて、申立ての受理、受理の拒否、申立書の返却のいずれかを判断する。原則として、申立認定受理決定の日から3か月以内に、経済裁判所は、倒産事件につき、倒産認定・清算手続開始、倒産不認定、裁判上の再生支援開始、外部管財開始、倒産事件手続終結といった決定を出す。これらの決定は、情報公開という観点から、公開の法廷での審理の結果に基づいて出され、その情報は公報紙に掲載される。

再建型又は清算型の倒産手続が開始されるまで、債務者財産の保全と債務者の財務状況の分析のために、監視手続が実施される。裁判官は、届け出られた債権に対し債務者や一時管財人が異議を申し立てている場合、当該異議の理由を調査し、審理に備える。

各倒産手続における債権の確定に関する紛争や裁判所任命管財人の義務違反に関する紛争は、経済裁判所が審理し、審理の結果に基づいて決定を出す。倒産事件の参加者は、当該決

定に同意しない場合、法令の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。

このように、本章においては、各手続に関与できる参加人の範囲、裁判所による審理手続及び審理期間を定め、さらに、適正迅速な審理と判断のために、権利及び法的利益の侵害に対する不服申立ての可能性が定められている。

第4章

本章は、監視手続について定めている。

監視は、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として行われる。その本質は、倒産認定の申立受理の時点から次の倒産手続の開始まで、債務者に対して財産処分を禁止し、また、債権者が個別に債権を行使することを制限し、債権の行使を倒産事件の範囲内で可能にすることにある。この制度は、2003年の倒産法の改正に際し導入された新しい制度である。監視開始決定が出される際には、一時管財人が任命される。監視開始決定が出された時点から、労働債権等の特定の債権の場合を除き、債務者財産に対して強制執行をする執行文書の執行が停止され、また、大規模取引や不動産取引等は、一時管財人の同意がある場合にのみ行うことができる。債権者は、原則として、債権を申し出ることによって、監視手続後に始まる倒産手続内で弁済を受けることができる。一時管財人は、債務者財産の保全のため、経済裁判所に対して、監視の目的達成を妨げる行為を防ぐために、財産保全の措置を申し立てることができる。また、一時管財人は、債権者を確定し、債権登録簿を作成し、債権者に第一回債権者集会の開催を通知して集会を招集し、債務者の財産目録、財務分析、支払能力の回復の可能性について意見を述べる。

監視の期間は、原則3か月以下であり、監視は、通常、第一回債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が司法判断を出したことにより、つまり、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定又は倒産不認定の本案決定、裁判上の再生支援、外部管財の開始決定、和議承認決定等を出したことにより、終了する。

第5章

本章は、裁判上の再生支援手続について定めている。

裁判上の再生支援は、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を目的として、経済裁判所により開始されるものである。裁判上の再生支援の実施により、債務者の倒産認定と清算手続の開始を回避し、経済主体としての債務者の清算を防ぐことができる。債務者の代表者を含めた経営機関は、経営権及び財産処分権限を失うことなく、再生支援管財人の監督の下で、その職務を継続する。裁判上の再生支援は、2003年の倒産法の改正により導入された制度である。

裁判上の再生支援は、債務者、債務者の発起人（社員）若しくは債務者財産の所有者、若しくは第三者の申立てに基づき、又は債権者集会の決議による申立てに基づき、経済裁判所が開始する。当該手続の開始は、原則として、全債権者の議決権の過半数の賛成による債権者集会の決議により、経済裁判所が決定する。経済裁判所は、裁判上の再生支援開始決定において、再生支援管財人を選任し、再生支援期間を指定する。再生支援期間は、再生支援計

画及び債務弁済計画表を考慮して決定されるが、原則として、24 か月を超えることができない。申立てには、再生支援計画及び債務弁済計画表が添付される。債務者の発起人（社員）若しくは債務者財産の所有者又は第三者の申立てには、申立人が債務弁済計画表に従った履行を保証・担保する旨の書面を添付しなければならない、その保証・担保の額は債務額より 20% 以上多くなくてはならない。

裁判上の再生支援の実施中は、債権者の平等を害し得る債権者及び債務者の法律行為は、債権者集会又は再生支援管財人の同意が必要である。再生支援管財人は、債権登録簿を作成し（一時管財人から引き継ぐ）、債務者が提出する再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、債権者集会に対し、当該報告書に対する意見書を提出する。債務者の経営機関は、債権者集会の承認を得た再生支援計画を実施し、債権者集会及び経済裁判所の承認を受けた債務弁済計画表に基づいて全債権者に対して弁済を行う。経済裁判所は、債務者の代表者の提出した再生支援実施結果報告書を承認する場合は、倒産事件手続終結決定を出し、これを承認しない場合は、裁判上の再生支援中止決定、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出す。債務者が裁判上の再生支援の実施中に債務弁済計画表の履行を怠った場合、再生支援管財人は債権者集会を招集し、当該集会には債務者の再生支援計画の実施結果に関する報告書及び再生支援管財人の意見が提出される。経済裁判所は、債権者集会の決議に基づき、裁判上の再生支援中止決定、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出す。

第 6 章

本章は、外部管財について定めている。

外部管財は、裁判所の関与の下、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を目的として実施される手続であり、この際、債務者の経営権及び財産処分権は、外部管財人に移譲される。この手続では、従来の代表者や経営権・財産処分権を有するその他の者は、当該権利を失う。外部管財の開始は、債権者集会、又は、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が決定する。外部管財の開始決定により、金銭債権及び義務的支払債権の平等弁済を図るために、モラトリアムが開始される。モラトリアムの効力を受けない債権は、特定の債権に限られ、倒産認定の申立受理前に発生し、履行期が外部管財の開始後に到来した債権、申立受理後に発生した債権、労働法関係から発生した権利、扶養料支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権等である。債務者の代表者は解任され、外部管財人が債権者集会の推薦に基づいて経済裁判所により任命される。外部管財人は、債務者の財産を調査して財産目録を作成し、債務者に損害を与えた、又は、与える可能性のある法律行為の無効認定を求め訴えを提起することができ、また、一定の場合においては、外部管財開始から 3 か月の間、倒産事件前に締結された契約の履行を拒絶することもできる。さらに、外部管財人は、新たに届け出られた債権を審理し、その結果に基づいて債権登録簿に記載し、又は、不当な債権届出に対して異議を出す。一方、債権者は、外部管財人が決定した債権の額や弁済順位等について、経済裁判所に異議を申し立てることができる。外部管財人は、任命から 1 か月以内に、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を定める外部管財計画を作成し、債権者集会の

承認を得てこれを実施し、債務者の支払能力の回復を図る。外部管財計画には、業種の変更、不採算部門の閉鎖、企業（営業）の売却、財産の一部売却等による支払能力の回復措置を定めることができる。外部管財期間は、原則として、24 か月以下の範囲で定められる。外部管財期間が満了する場合又は外部管財期間満了前に外部管財を中止する場合、外部管財人は、債権者集会の審理のために、外部管財業務報告書を作成し提出し、その際、支払能力の回復による外部管財の中止・債権者に対する支払への移行、和議締結、外部管財期間の延長、倒産認定・清算手続開始のいずれかを提案する。債権者集会は、和議締結を含めて、いずれかの手続を決議する。経済裁判所は、外部管財人の報告書を審理した結果に基づき、当該報告書の承認、不承認を決定し、倒産事件手続の終結、和議承認、債権者への支払移行、外部管財期間の延長、倒産認定・清算手続開始のいずれかの決定を出す。

第7章

本章は、債務者の清算手続を定めている。

清算手続は、債務者の財産を換価処分し、その換価金をもって債権の弁済に充て、債務者を債務から免責することが目的である。清算手続は、債権者集会又は倒産事件を管轄する国家機関の推薦に基づいて経済裁判所が任命する清算管財人が実施する。清算手続は、倒産認定の本案決定がとられることで開始され、その期間は、原則として1年である。

倒産認定の本案決定により、債務者は、経営権及び財産処分権をすべて失い、清算管財人に、会計書類、印鑑、スタンプ及びその他の財貨を引き渡さなければならない。清算管財人は、債権登録簿を管理するほか、債務者の財産目録を作成して財産を査定し、清算計画及び債務者の財産の売却日程を作成し、債権者集会及び裁判所に、自己の活動内容の報告書や債務者の財務状況等の情報を毎月1回以上提出しなければならない。債務者の財産の売却日程は、債権者集会の同意を得なければならず、清算計画も、債権者集会で全債権額の3分の2以上の多数の容認による同意を得る必要がある。債務者の財産は、公開競売において法令の定める手続により売却されなければならない。清算財団は、第130条に従い形成される。債権の弁済順位は、第134条に定められている。債権者への支払は、債務者の全財産の換価金をもって行われるが、最終的には、実際に弁済されたか否かにかかわらず、全債権が弁済されたものとみなされる。清算管財人は、支払の終了に際し、経済裁判所に対し清算手続実施結果報告書を提出し、経済裁判所は、当該報告書を審理した上で、清算手続の終了決定を出す。もっとも、清算手続が終了したとされるのは、債務者の清算が法人の統一国家登録簿に記載された時点である。残余財産がある場合は、債務者の発起人（社員）又は財産所有者が受け取らなければ、国権機関の所有となる。

第8章

本章は、和議について定めている。

和議は、倒産法では、相互譲歩に基づき法律上の争訟を終了させる旨の当事者間の合意であると定義されており、当該手続は、一方当事者を個人事業者である債務者、法人である債

務者の代表者又は裁判所任命管財人とし、もう一方当事者を債権者集会の代表者等債権者集会で権限を付与された者とし、これらの者の間で、債務額、履行期、支払方法などを相互に譲歩した合意に基づき、倒産手続を終了させるものである。

和議締結の決議は、債権者集会において、全債権者の議決権の過半数及び全担保権者の賛成により採択される。和議は、債権者と債務者に締結の権限がある。和議締結には、権利義務を引き継ぐ第三者も参加することができる。和議については、書面による締結が要件であり、経済裁判所の承認によって効力が発生する。和議締結に反対した債権者は、賛成した同順位の債権者に対する弁済条件より不利益とはならない条件で、弁済を受けることができる。債権登録簿に記載されなかった債権者は、和議に拘束されず、倒産事件手続の終結後に権利を行使できる。

和議は、倒産手続のいかなる段階においても締結することができ、和議の承認によって倒産事件手続は終結する。清算手続中及び外部管財中の和議締結については、債務者の名において裁判所任命管財人が決定する。経済裁判所は、裁判費用などの順位外支払請求権及び金銭交付を定める支払文書を有する労働債権の弁済後に限り、和議を承認することができる。経済裁判所は、和議締結の手続に違反する場合、和議が第三者の権利を害する場合、和議条項が法令に反する場合などは和議を承認しない。和議の内容について特定の債権者に有利又は不利な定めがあるといった無効事由がある場合、和議が経済裁判所によって承認された後であっても、経済裁判所は、相応の申立てに基づき、和議を無効と認定することができ、その後、倒産手続は再開する。

債務者が和議を履行しない場合、債権者は、経済裁判所に、その履行を訴えることができる。

第9章

本章は、街形成企業及び同等企業、農業企業、銀行、保険業者、並びに、証券業者の倒産手続の特則を定めている。

街形成企業及び同等企業については、倒産兆候、外部管財の開始及び延長、財産複合体としての企業の売却要件等に関して特則が設けられている。農業企業については、裁判外再生支援の特則、監視、裁判上の再生支援、外部管財の期間の延長、財産複合体としての企業の売却についての特別要件につき、特則がある。銀行については、倒産認定の事由、外部管財の不適用、事件参加者に関する特則がある。保険業者については、財産複合体としての企業の売却、保険契約の終了、債権の弁済順位につき、特則が定められている。証券業者については、裁判所任命管財人、倒産手続開始後の法律行為の制限に関して特則がある。これらの特則は、上記企業の企業活動の特殊性に基づくものである。

第10章

本章は、個人事業者の倒産手続の特則を定めている。

個人事業者の倒産認定の申立受理の要件として、債権額は最低貸金額の30倍以上であれば足りるが、倒産認定の申立権は、債務者の事業活動に関連して発生した債権を有する債権者（全権機関を含む。）のみが有する。生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及

びその他属人的性質の債権を有する債権者は、倒産認定の申立権はないが、既に開始されている個人事業者の倒産手続において自己の債権を申し出ることができる。

経済裁判所は、倒産認定の申立受理と同時に、法令で強制執行が禁止されている財産を除き、債務者の全財産を差し押さえる。倒産認定の申立後は、利害関係人への財産の譲渡を伴う法律行為は無効である。経済裁判所は、判明している債権者に対し、債権届出期間を示した倒産認定・清算手続開始の本案決定を送付する。この債権届出期間は2か月を超えてはならない。個人事業者の倒産手続では、原則として、裁判所任命管財人は任命されないため、経済裁判所が、届出債権を自ら審理し、弁済額及び弁済順位を決定する。弁済順位については、順位外が裁判費用、生命・健康侵害の損害賠償請求権等、第一順位が義務的支払債権、扶養料支払請求権、給与支払請求権等、第二順位が被担保債権、第三順位がその他の債権である。

債務者自身が倒産認定を申し立てる場合、申立書には債務弁済計画を添付することができ、債権者の異議がなければ、経済裁判所は当該計画を承認する。この場合、倒産事件手続は、2か月以下の期間、中断する。債務弁済計画を実施して債権が全額弁済された場合には、倒産事件手続は終結する。これに対し、債権が全額弁済できなかった場合、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出される。この場合、当該決定において、債権届出期間や個人事業者としての国家登記の失効が指示される。個人事業者の倒産については、監視、裁判上の再生支援、外部管財は適用されない。清算財団を形成する個人事業者である債務者の財産は、裁判執行官が、裁判等執行法の要件に従い売却し、不動産、高価な財産の管理を行う必要から裁判所が管財人を任命している場合のみ、裁判所任命管財人が売却する。倒産認定を受けた債務者は、債権者に対する支払後、弁済されなかった残余債権について免責される。

第11章

本章は、2種類の簡易倒産手続を定めている。

通常清算中の法人の資産が債権を全額弁済するに十分ではないと認められ、清算委員会が経済裁判所に倒産認定を申し立てた場合、経済裁判所は倒産を認定し、清算手続を開始する。債務者は既に清算中であることから、簡易な手続を認めたものである。もう一つの簡易な手続は、所在不在の債務者についての手続であり、活動を中止している個人事業者である債務者又は法人債務者の代表者が行方不明の場合（所在を明らかにすることができない場合）、当該債務者につき、債務額や履行期の徒過期間に関係なく、倒産認定の申立てをすることができるものである。この場合、経済裁判所は、2週間以内に倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、清算管財人を任命する。清算管財人は、法令の定める弁済順位に従い、届け出られた債権を弁済する。

簡易倒産手続には、手続が複雑な監視、裁判上の再生支援、外部管財は適用されない。

第12章

本章は、倒産事件に関連する法令違反行為（刑事事件だけでなく、民事事件も含む）及びその法的責任について定めている。

II 各倒産手続の比較(第28条注釈)

第28条 倒産手続

1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

- (1) 一 監視
- (2) 一 裁判上の再生支援
- (3) 一 和議
- (4) 一 外部管財
- (5) 一 清算手続

2 個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

- (1) 一 和議
- (2) 一 清算手続

本条は、倒産手続、そして、倒産事件の審理に際しそれら手続が適用される債務者を定めている。

1 第1項は、法人債務者に対して適用される手続を列挙している。このような手続は、監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続、和議であり、その適用の目的は異なり、各手続に独立した章が設けられている（4章ないし8章）。

監視とは、倒産事件の開始日より裁判所が開始する最初の裁判手続である。監視は、債務者財産の保全と財務分析を行うために開始されるが、同時にまた、債務者の財産状況の悪化を防ぐための手続でもある。債務者の資産や債権者が多い場合、監視手続を行う必要性がある。一時管財人は、監視期間に、債権登録簿を作成し（67条1項3号）、債務者の債務を調べ、支払能力の回復の可能性を検討する（69条1項）。一時管財人は、第一回債権者集会に対し債務者企業の実際の財務状況を報告し、今後、当該企業が進む方向を選択するための資料を提示しなければならない（67条3項）。監視は、第一回法廷において倒産企業のその後の進むべき道が決定される時点まで実施される。どの手続を適用するかは、債権者集会の意見による。監視手続の後には、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続又は和議といった手続を開始することができる。監視は、原則、3か月まで行うことができるが（49条）、例外的に、更に2か月延長することができる。しかし、事件を適時に処理するために、一時管財人は、できる限り短い期間で、監視手続中に実施すべきすべての措置を行いつつ、監視を実施するのが適当である。監視は、法人の簡易倒産手続の場合には適用されない（186条2項、189条2項）。この場合、倒産法が監視手続のために定めている措置を実施する必要はなく、清算手続以外に選択肢がないからである。また、個人事業者の倒産の場合にも、監視は適用されない（28条2項）。

裁判上の再生支援とは、債務者の支払能力回復と債権の弁済を目的とする再建型手続であり、債務者、発起人（社員）、財産所有者又は第三者が債権者集会に申し立て、その結果

債権者集会が採択する決議に基づき、経済裁判所によって開始される。この際、原則として、債務者の代表者に経営権が残る。支払能力回復策を実施することで債務者の状況が健全化する可能性があり、倒産の原因が債務者の代表者の経営能力に起因しない場合、当該手続の目的は達成し得る。債務者の代表者の能力が確かでない場合は、この手続の適用は妥当ではない。裁判上の再生支援が開始されると、債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者は、自己の利益を守り、放漫経営や根拠のない財産の移譲が起こることのないよう、債務者の活動を監督する必要がある。裁判上の再生支援は、経済裁判所による監督及び再生支援管財人の活動に対する統制の下、実施される。経済裁判所は、債務者計画表を承認し、その変更を行い、再生支援手続中に生じる紛争（不服申立て）を審理し、再生支援管財人の報告書を審理する。裁判上の再生支援は24か月以下の期間で実施される。債務者以外の者が裁判上の再生支援開始を申し立てた場合、当該申立人による債務履行の保証・担保、再生支援計画及び債務者計画表の承認が、開始要件となる。債務の履行義務は債務者本人にあり、保証人・担保設定者の義務は、裁判所が裁判上の再生支援を中止又は完了させる決定を出した時点で発生する（88条1項）。

和議とは、債権者と債務者が、債権の額、履行手続等に関する相互の譲歩に基づき、債権者計画の条件について合意するに至った場合に、経済裁判所によって適用される手続である。和議は、全債権者の議決権の過半数の賛成による債権者集会の決議に基づき、倒産事件のどの段階においても、締結することができる。経済裁判所が和議を承認するには、当事者双方が第8章の要件を遵守し、全担保権者が和議に同意していること、更に、第134条第1項に定められる債権及び労働債権がすべて弁済されていなければならない。和議締結により倒産事件手続が終結し、その後の複雑な倒産手続が省略されることから、全債権者の議決権の過半数及び全担保権者が同意できるような和議条項を検討し、採択することが非常に重要である。したがって、和議の成否には大口債権者の意向が大きな意味を持つ。和議は、承認後でも、特定の債権者に有利又は不利な条件が含まれているなどの無効事由がある場合は、相応の申立てに基づき経済裁判所により無効と認定することができ（153条）、この場合、倒産事件手続は再開される。和議もまた、再建型手続と考えられている。なぜなら、倒産事件手続が終結し、債務者企業はその後にも業務を継続し、再建する可能性を持つからである。ただし、裁判上の再生支援や外部管財といった手続とは異なり、和議の締結のためには何らかの計画や予定表を作成する必要がない。また、和議が承認され事件手続が終結すると、裁判所任命管財人の権限は終了し、和議条件の履行に対する裁判所の監督は行われぬ。したがって、債務者が和議を履行しないおそれがある場合、債権者は、債務者が義務を履行するよう債務者の活動を自ら監督しなければならない。債権者は、和議が履行されなければ債権者は弁済を受けられず、それであれば和議の締結に同意する意味がないということも、認識しておく必要がある。

外部管財とは、債権者集会の決議又は倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所により開始される再建型手続である。外部管財は24か月以下の期間で実施される（91条3項）。外部管財の目的も、債務者の支払能力の回復であり、この際、債務者法

人の代表者の経営権、財産処分権は必ず外部管財人に移される。外部管財の目的は、外部管財人が行う一連の再建策によって達成される。外部管財の適用が妥当とされる場合とは、債務者の代表者の放漫経営等により債務者企業の経営が行き詰まった事情があるなど、その代表者を解任し経営権を外部管財人に引き渡す必要がある場合である。一方、債務者の代表者が有する経営上のノウハウが企業の経営上欠くことができない場合、外部管財では、既に形成されている人的関係、そして、その利点を利用することが困難であるため、外部管財を開始することは適切ではない。外部管財の開始時点から、債権弁済のモラトリアムが開始するが、モラトリアムは、共益費や労働法関係から発生する債権などには及ばないので（93条1項、5項、6項）、債務者にこの種の債権が多くある場合、外部管財の実施が困難になる可能性がある。債権の弁済方法は主に次の二とおりがある。第一は、外部管財計画の実施により支払能力を回復し、特定順位に対する支払開始の裁判所決定に基づき弁済をする方法である（120条）。第二は、外部管財の中止及び債権者への支払移行の裁判所決定に基づき、全債権者に弁済をする方法である（119条）。どちらの方法がより効果的であるかについては、すべての状況を勘案して判断することが大事であり、また、外部管財計画によるところも大きい。外部管財は、裁判上の再生支援と同様、経済裁判所の監督及び外部管財人の活動に対する監督の下、行われる。

清算手続とは、裁判所が債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出した時点から開始される手続である（124条1項）。この際、債務者は財産の管理処分権を失う（125条3項）。手続を実施するのは清算管財人であり、手続期間は全体で1年と定められている（124条2項）。清算手続の目的は、債務者財産を換価し企業を清算することにより、債権を応分に弁済することである。財産の隠匿や処分といった債務者による妨害を防ぐために、清算管財人は、遅滞なく、債務者の前代表者からすべての会計書類、印鑑、スタンプを引き継ぎ、債権登録簿を管理し（128条4項6号）、速やかに、債務者の財産の目録を作成して財産を査定し（131条1項）、清算計画を作成する（129条）。清算計画は、倒産者の財務状況に関する情報、債務の弁済条件、財産の売却方法などを含まなければならない。清算計画は、債権者集会で総債権額の3分の2以上の多数の承認による同意を得なければならないので、計画策定の際には債権者の意向をしんしゃくする必要がある。債務者の財産の換価は、公平適正を期するため公開競売により行われる（135条ないし137条）。清算手続の終了においては、財産換価後に全債権が完全に満足を受けたか否かにかかわらず、すべて弁済されたものとみなされる（138条5項）。しかし、清算手続の終了は、和議の締結によって倒産事件を終結することによっても、又は、経済活動継続の可能性がある場合に全債権を弁済して倒産事件を終結することによっても、起こりうる。また、債務者の支払能力回復の可能性がある場合、清算手続から外部管財に移行することもあり得る。

- 2 第2項では、個人事業者である債務者に対して適用される手続が列挙されている。そのような手続は、和議及び清算手続に限られる。

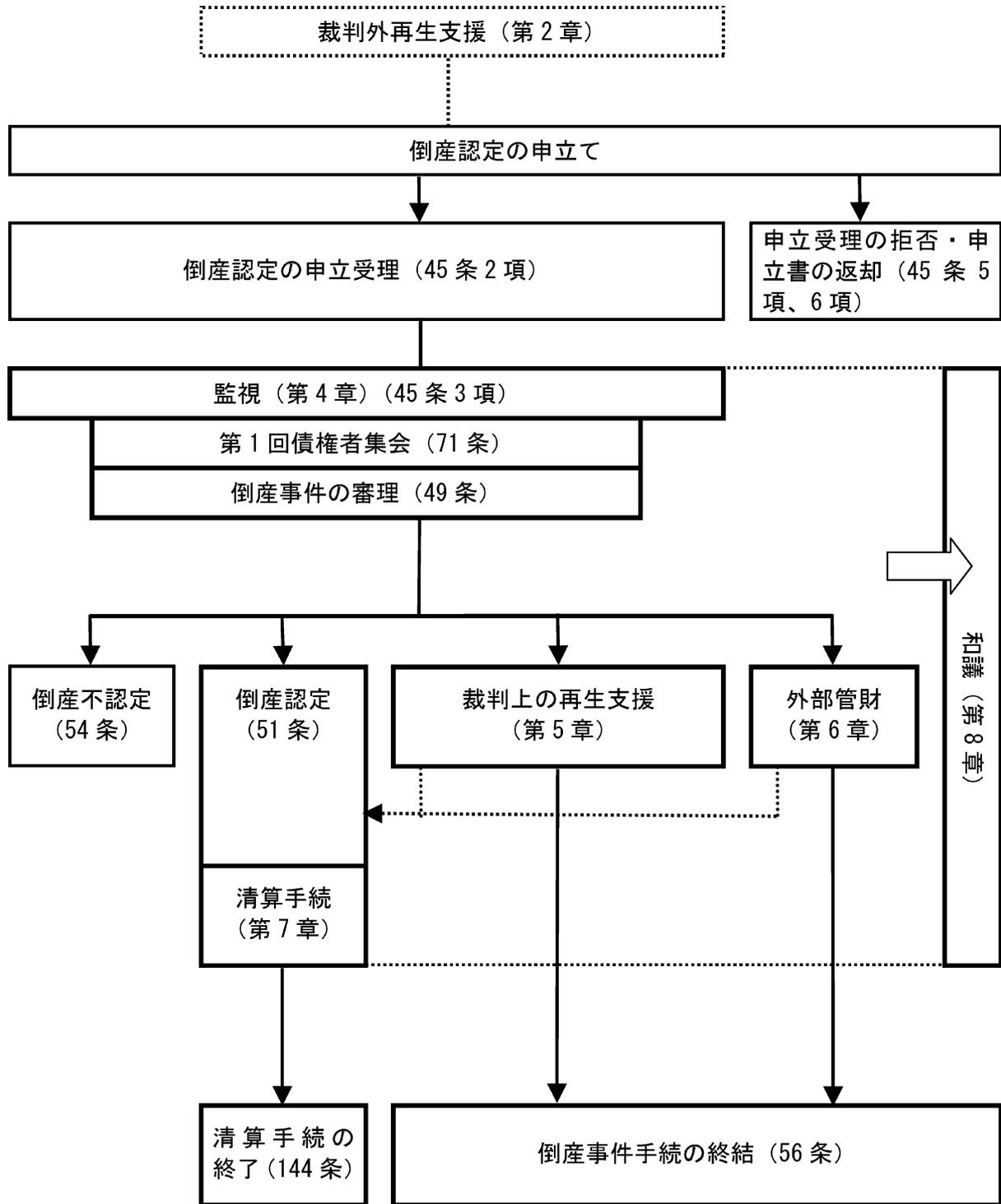
個人事業者についての和議は、個人事業者が債権者との相互譲歩に基づき合意を締結することにより、倒産事件手続を終結させることを目的としている。債権者が和議を締結するた

めには、債権者集会で全債権者の議決権の過半数及び全担保権者の賛成を得る必要がある（145条2項）。和議は、再建型手続である。和議は、書面による締結が要件であり（147条1項）、経済裁判所の承認後に効力を有する（145条6項）。個人事業者については、監視が適用されないため、債権者の確定には一定の困難が伴い、債権者及びその債権額の確定は、第182条の定めるように、経済裁判所自身が行う。また、個人事業者には外部管財や裁判上の再生支援の適用もないため、個人事業者の再建は、和議の締結によるほかない。和議は、倒産手続のいかなる段階においても締結することができるが（145条1項）、その機会が多いわけではない。したがって、再建を期する個人事業者は、和議条件を作成し債権者との協議を準備するに当たっては、債権者の意向と立場を十分に考慮する必要がある。

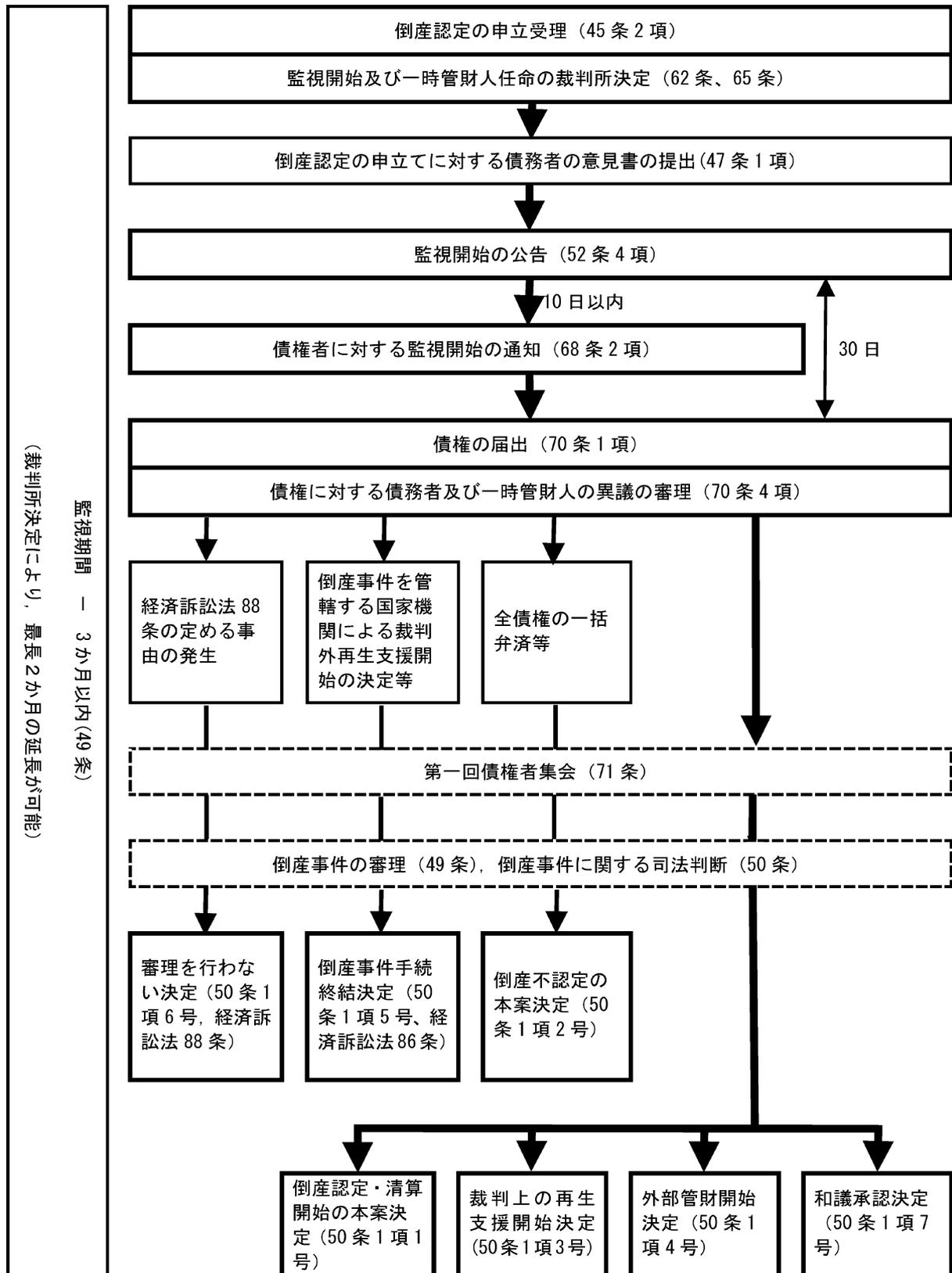
個人事業者の清算手続には幾つかの特則が定められている。債権者の異議がなければ、裁判所は個人事業者自身が策定した債務弁済計画を承認することができる（176条2項）。この際、倒産事件手続は、債務弁済のために、最長2か月中断される。この計画を実施した結果、全債権者の債権を完済できた場合、倒産事件手続は終結するので（176条5項）、これにより、債務者は倒産認定を避け、事業活動を継続することができる。債務者の支払能力の回復は、実施可能な債務弁済計画があれば可能なので、個人事業者である債務者は、当該計画の実現可能性を熟考する必要がある。債務を弁済ができなかった場合は、債務者は倒産認定を受け、生命・健康侵害の損害賠償請求権など特定の債権を除き、残債権の免責を受ける（184条1項）。

III 各倒産手続の流れ図

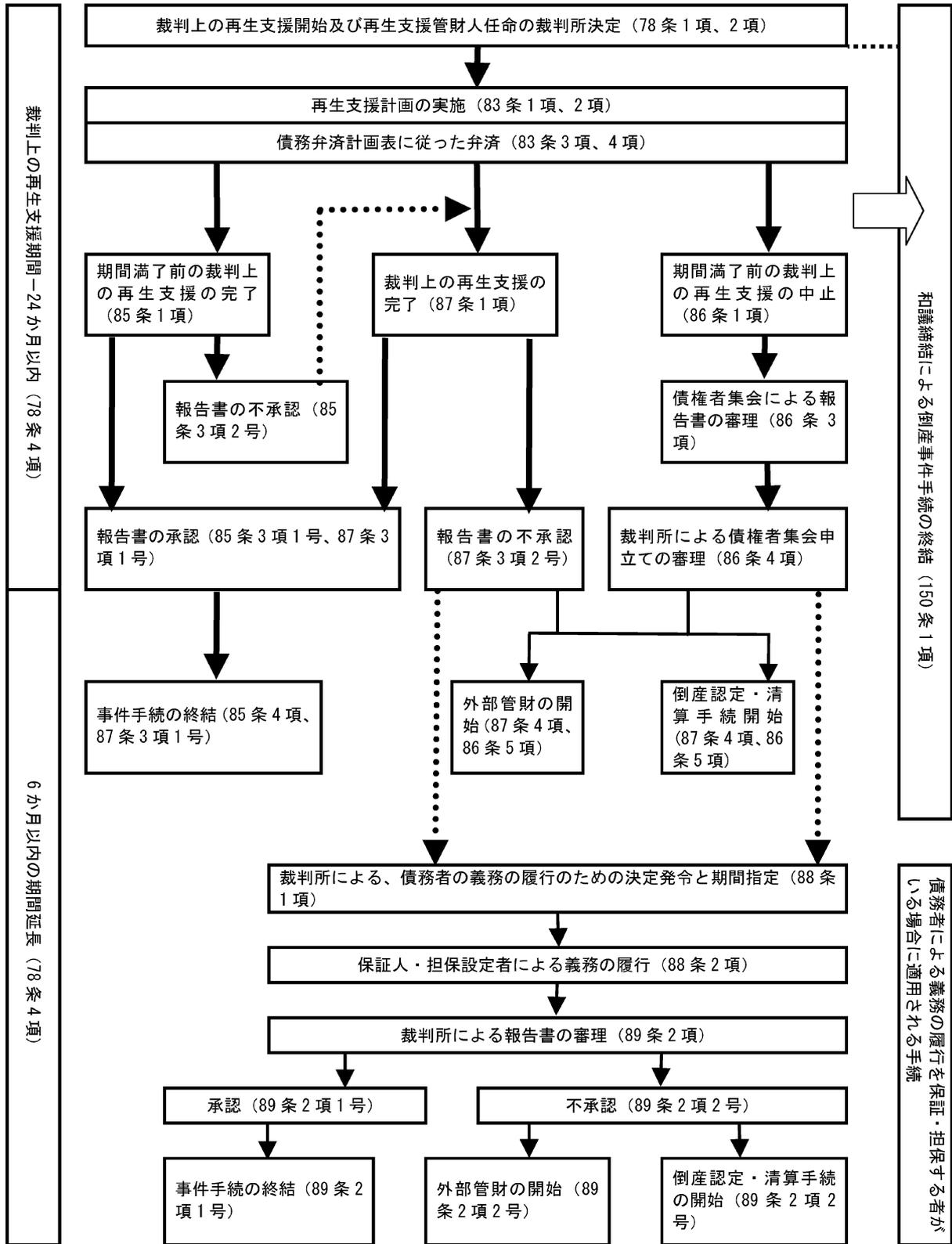
ウズベキスタン倒産法 概要図



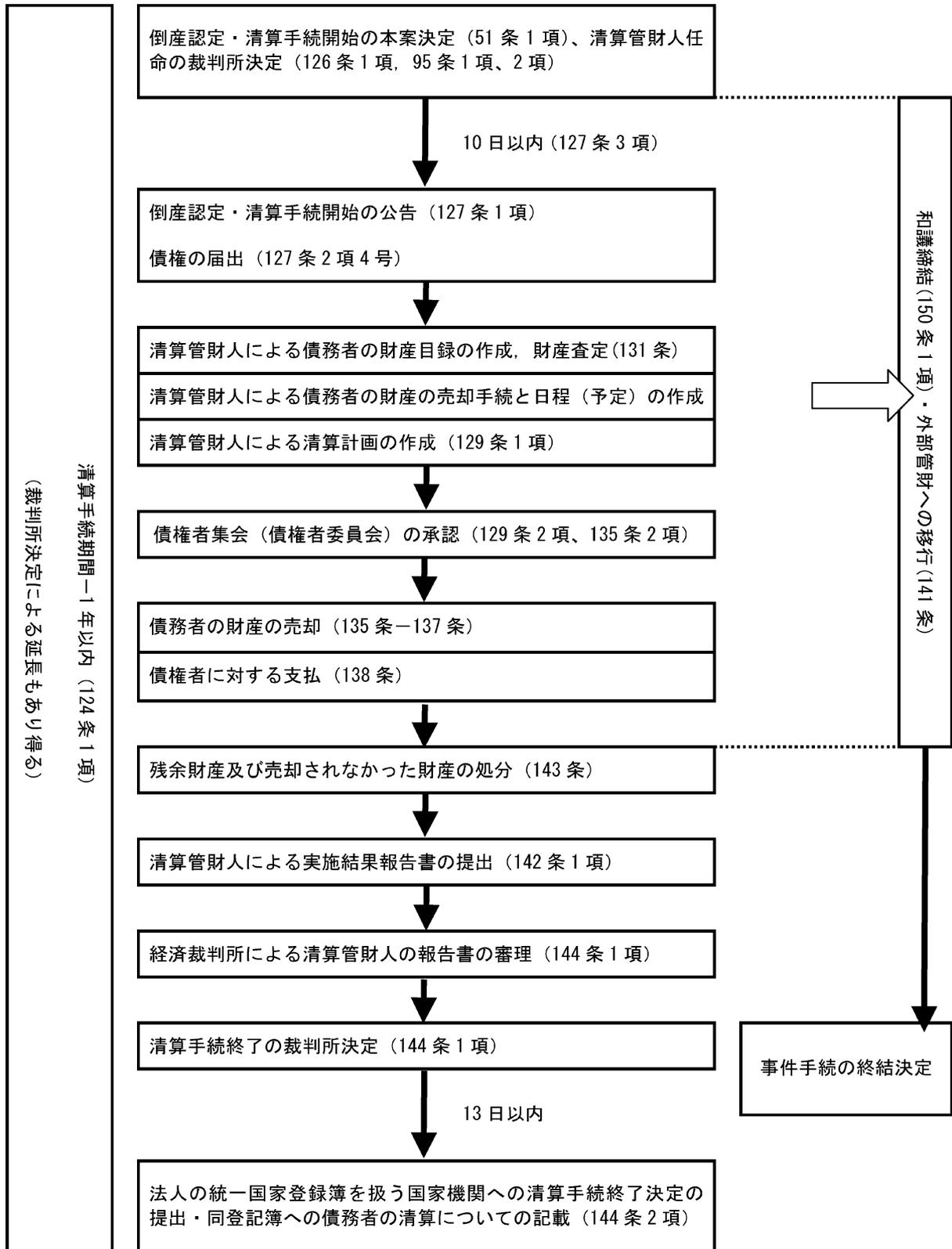
監視（第4章）



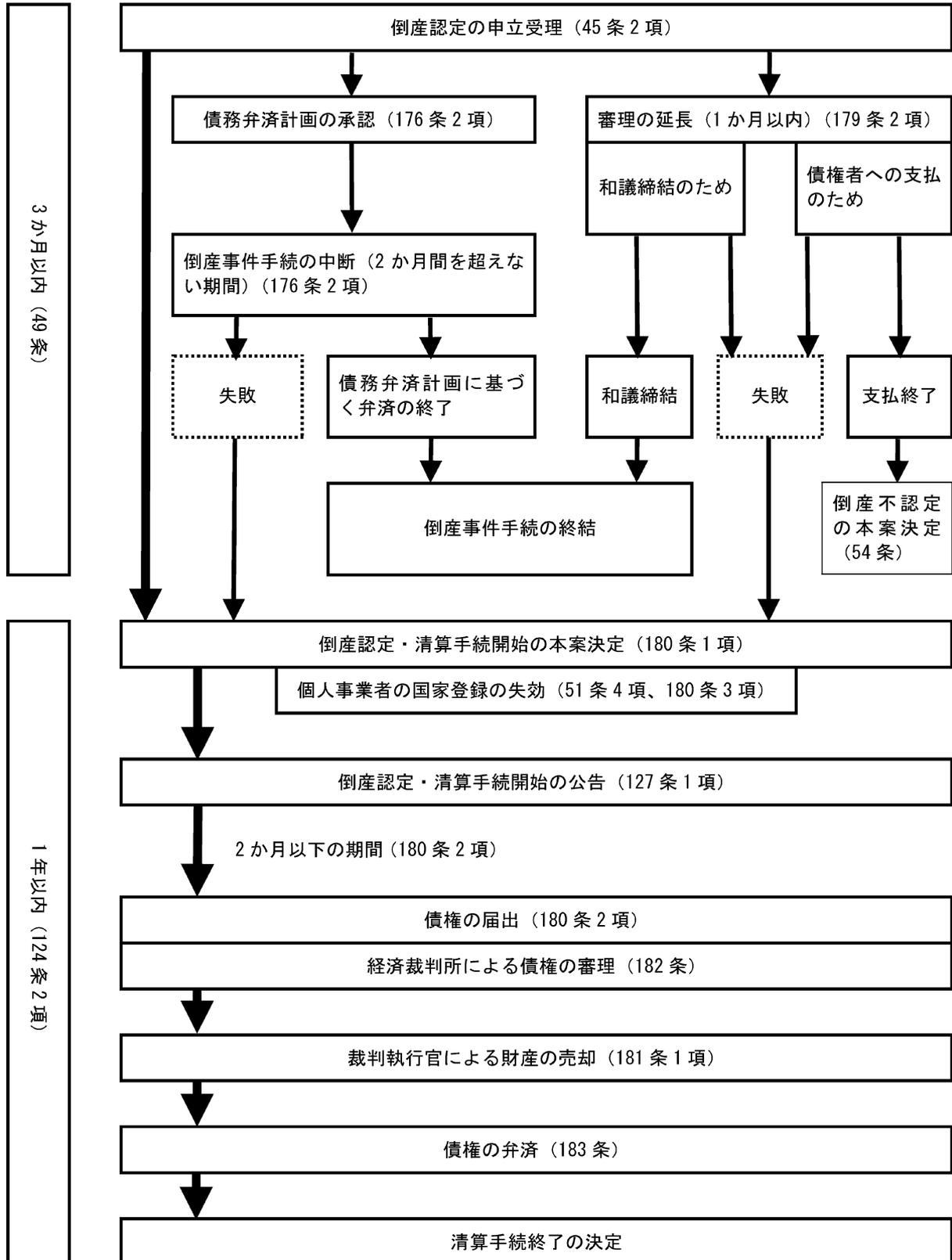
裁判上の再生支援（第5章）



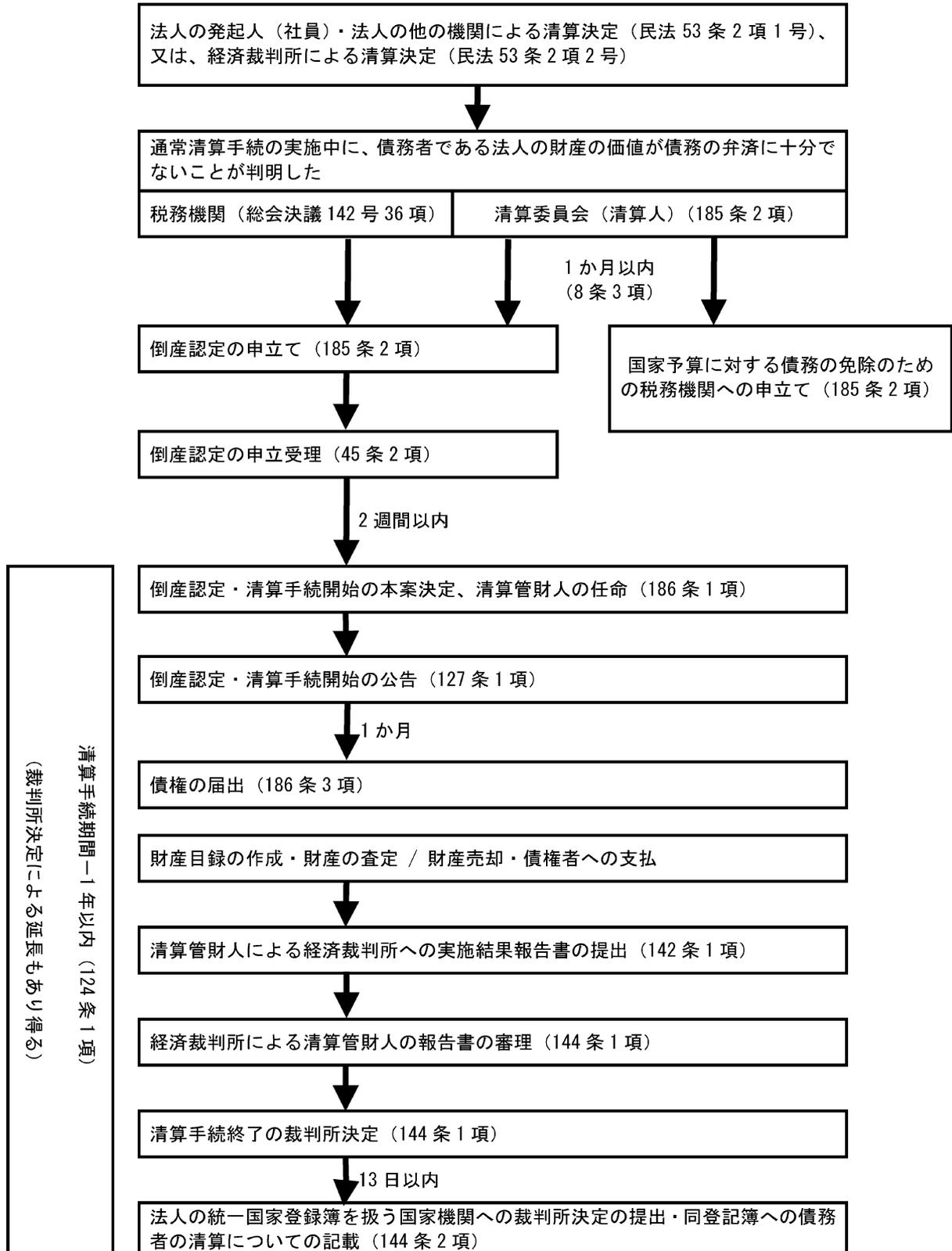
清算手続（第7章）



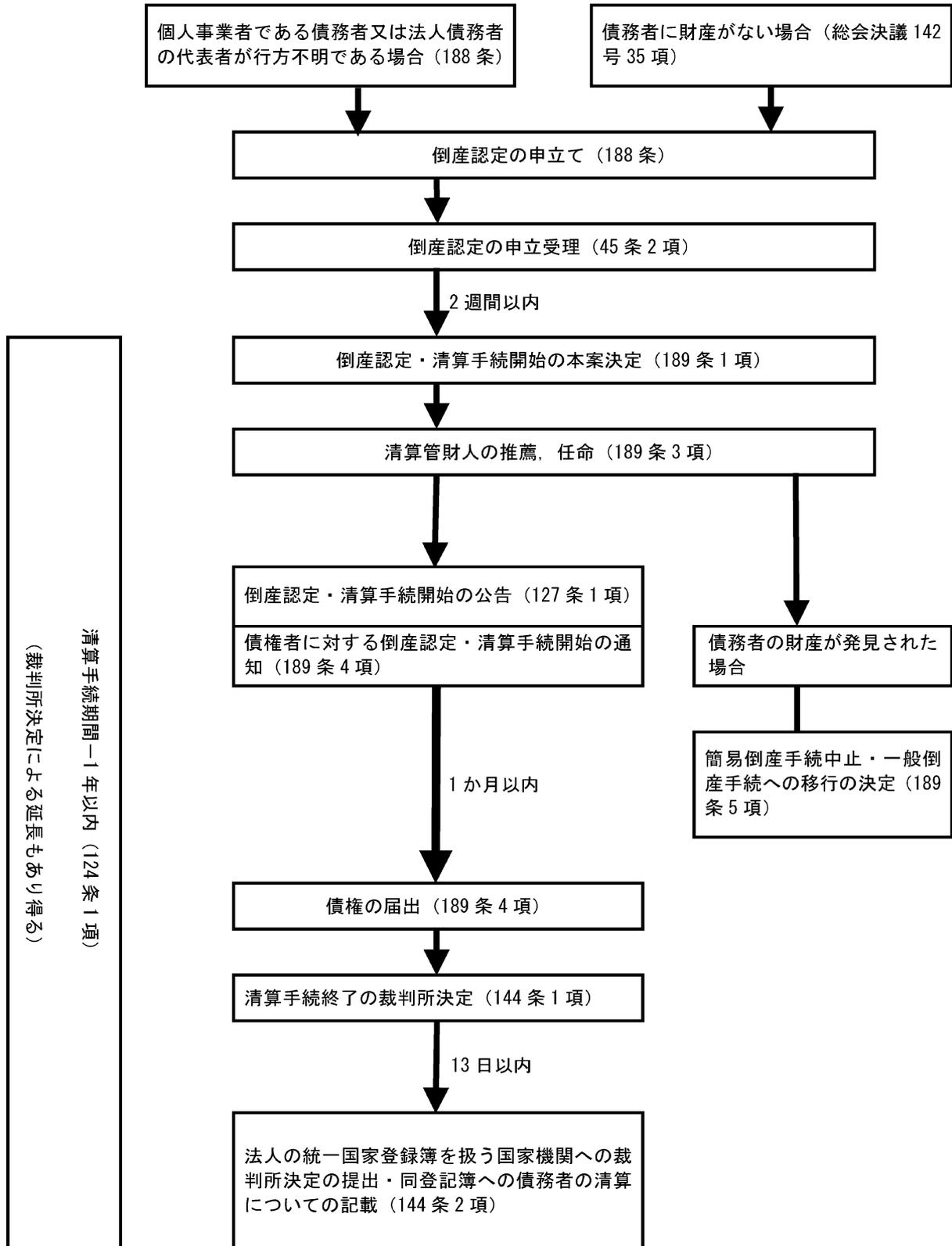
個人事業者の倒産手続（第10章）



簡易倒産手続（通常清算中の法人の倒産：第11章第1節）



簡易倒産手続（所在不明の債務者の倒産：第11章第2節）



補足説明資料

2007年9月3日

セミナー「ウズベキスタンにおける倒産制度・実務の現状と今後の課題
—倒産法注釈書作成支援を通して—」

「注釈書活用促進のための具体的取組について—地方セミナーの開催—」
ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会
倒産企業清算・管財人監督部長 プラトフ・バハディル・ウトウクロヴィッチ

地方セミナーの実施状況について

- 1 フェルガナ市 7月5日(木)
対 象：フェルガナ州，ナマンガン州，アンディジャン州
参加者：ソリエフ氏（5章執筆担当），プラトフ氏（6，7章執筆担当），ナム氏（10章執筆担当），アキロフ最高経済裁判所国際部長，松嶋 JICA 長期専門家，シャリポフ JICA ウズベキスタン事務所職員
 - 2 ウルゲンチ市 7月12日(木)
対 象：カラカルパキスタン自治共和国，ホレズム州
参加者：タジエフ氏（8章執筆担当），ウマロフ氏（2章，9章担当），松嶋 JICA 長期専門家，シャリポフ JICA ウズベキスタン事務所職員
 - 3 サマルカンド市 7月19日(木)
対 象：ジザク州，サマルカンド州，カシュカダリヤ州
参加者：アジモフ氏，プラトフ氏，シェルゾット最高経済裁判所職員，松嶋 JICA 長期専門家，シャリポフ JICA ウズベキスタン事務所職員
 - 4 ブハラ市 7月20日(金)
対 象：ブハラ州，ナヴォイ州
参加者：アジモフ氏，プラトフ氏，松嶋 JICA 長期専門家，シャリポフ JICA ウズベキスタン事務所職員
 - 5 テルメズ市 8月3日(金) 実施予定であったが，実施延期
対 象：スルハンダリヤ州
 - 6 タシュケント市 8月11日(土) 実施予定であったが，実施延期
対 象：シルダリヤ州，タシュケント州，タシュケント市
- ※ 各州等の所在地については，パワーポイントスライド「I ウズベキスタン共和国全図」を参照してください。

〔ウズベキスタン共和国倒産法注釈書執筆担当者（肩書は，執筆当時）〕
アジモフ M. K. —非独占化委員会法務部部長，共著者代表—はしがき
ロパエワ N. V. —タシュケント法科大学講師，法学準博士—1章
ウマロフ Z. S. —非独占化委員会法務部副部長—2章
オタハノフ F. Kh. —法学準博士—3章
サイドフ Sh. Z. —最高経済裁判所判事—4章
ソリエフ I. K. —フェルガナ州経済裁判所判事—5章
プラトフ B. U. —非独占化委員会倒産企業清算・裁判所任命管財人監督部部長—6，7章
タジエフ I. I. —タシュケント州経済裁判所判事—8章
ウマロフ Z. S. —非独占化委員会法務部副部長—9章
ナム G. S. —タシュケント市裁判所判事—10章
ホシロフ E. D. —最高検察庁検事—11，12章